



第17回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2025年12月25日（木曜日）午前10時

## 開催方法

【バーチャルオンライン株主総会】

場所の定めのない株主総会として開催いたします。

## 議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社キャリア

証券コード：6198

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期におきましては、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、以後このようなことがないよう、社内体制および業務管理システムの大幅な見直しと再構築を断行いたしました。ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に向けた基盤づくりに全力を注いでおります。

一方で、当社の主軸である介護関連事業におきましては、社会的な背景もあり、依然として高い需要が続いております。この確かな需要に応え、社会に貢献していくことこそが、私たちの使命であり再起の道であると確信しております。

新たな心構えで、社員一丸となって皆様の不安を払拭すべく、事業の成長と企業価値の向上に邁進してまいる所存です。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役会長兼社長  
かわ しま いち ろう  
川 嶋 一 郎

証券コード 6198  
2025年12月10日  
(電子提供措置の開始日 2025年12月3日)

## 株主各位

東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号  
キャラットタワー14階  
株式会社キャリア  
代表取締役会長 川嶋一郎  
兼社長

### 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】<https://www.careergift.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キャリア」又は「コード」に当社証券コード「6198」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本年の定時株主総会につきましては、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」）といたします。つきましては、本株主総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認の上、オンラインでご出席いただきますようお願い申しあげます。なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご確認の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

	記
<b>1. 日 時</b>	2025年12月25日（木曜日）午前10時 (ログイン開始：午前9時30分)
	通信障害等の影響により、本定時株主総会を2025年12月25日（木曜日）午前10時に開会することができない場合には、本定時株主総会は12月26日（金曜日）午前10時に延期することといたします。
<b>2. 開 催 方 法</b>	<p>バーチャルオンライン株主総会</p> <p>場所の定めのない株主総会として開催いたします。</p> <p>当社指定のウェブサイト (<a href="https://meetings.lumiconnect.com/700-193-185-835">https://meetings.lumiconnect.com/700-193-185-835</a>) を通じてご出席ください。</p> <p>ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、4頁以下の「バーチャルオンライン株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認願います。</p>
<b>3. 目的事項 報告事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第17期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第17期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件</li> </ol>
<b>決議事項</b>	
第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。

本株主総会においては、電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類、計算書類の一部について記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

## 事前質問に関するご案内

株主総会の開催に先立ちまして、本株主総会の目的事項に関するご質問を下記のとおりお受けいたします。ご提出いただいた事前質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高い事項については、当日ご回答させていただく予定です。

### (1) 事前質問の受付について

4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認の上、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。ログイン後「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

### (2) 事前質問受付期間

2025年12月10日（水曜日）正午～12月18日(木曜日)午後6時まで

### (3) ご留意事項

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主様おひとりにつき1問、文字数は250文字以内とさせていただきます。
- ・いただいたご質問の全てに回答するものではなく、個別のご回答はいたしかねますので予めご了承ください。

# バーチャルオ nリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内

バーチャルオ nリー株主総会では、ライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問等及び議決権行使等が可能です。

通常のライブ視聴とは異なり、会社法上、株主総会に「出席」したものとして取り扱われます（以下、「オンライン出席」といいます）。

## （1）バーチャルオ nリー株主総会へのご出席方法及び情報の送受信をするために必要な事項

本定時株主総会は、通信方法としてインターネットを利用したバーチャルオ nリー株主総会（場所の定めのない株主総会）の形式にて開催いたします。

バーチャルオ nリー株主総会にご出席される場合には、株主総会開催日当日（2025年12月25日（木曜日））の午前9時30分以降に、以下の当社ウェブサイトにアクセスしてください。

① 上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、アクセスしてください。

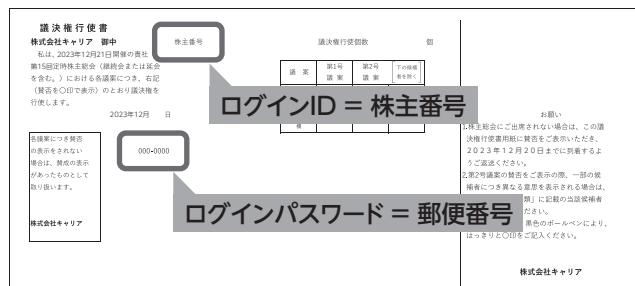
※会議IDは「                」です。

※「クッキーポリシー」が表示された場合、

「必須クッキーのみ」又は「クッキーを受け入れる」を選択してください。

② 接続されましたら、ログインIDとして議決権行使書に記載されている株主様の「株主番号」、ログインパスワードとして議決権行使書に記載されている株主様の登録ご住所の「郵便番号」（ハイフンは除く7ケタ）を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の9桁の数字）」及び「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。



## (2) 議決権の行使及び事前の議決権行使の効力の取扱い

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上の「議決権行使」タブより議決権を行使いただけます。

事前に郵送により行使いただきました議決権につきましては、バーチャルオンリー株主総会にご出席（ログイン）いただいた時点においてはその効力を維持する取扱いとし、その後、各議案の採決にあたり、株主様が議決権行使された場合には、株主総会において行使された意思表示を株主様の議決権行使結果として取扱い、その時点で事前の議決権行使を無効として取扱います。従いまして、株主総会にて特段の議決権行使をされない場合には、事前に行使いただいた内容がそのまま維持されます。

### 本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権行使しなかった	不行使

\*賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください。

### (3) バーチャルオンリー株主総会ご出席に際して必要となる事項

推奨視聴環境は以下のとおりです。

推奨視聴環境

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS 15以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご利用ください。

※1 Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするのに5 Mbps以上の高速インターネットプランの利用を推奨いたします。

株主総会当日の議事進行の様子は、PC・モバイル等によりライブ配信でご確認いただくことができます。

なお、オンライン出席に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のPC・モバイル等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がオンライン出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前に議決権を行使の上ご出席ください。

後述のとおり、バーチャルオンリー株主総会にご出席の株主様からのご質問及び動議の提出は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行う予定です。このため、マイク及びカメラをご用意いただく必要はございません。

※ご利用の機器（ブラウザー）によっては画面遷移が異なる場合がございますのでご了承ください。またインターネットエクスプローラーはご利用いただけません。

※ログインに関するご不明点については、9頁「ログイン情報に関するお問い合わせ」までお問い合わせください。

#### (4) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

- ・通信の方法に係る障害に関する対策として、当社が使用する回線は正副2回線を準備いたします。
- ・議決権行使及び動議・質問に係るシステムは正常であるが、映像配信のみに障害が生じた場合の代替手段として、ビデオ会議システムを利用した映像配信への切り替えを実施いたします。株主様は切り替え後の映像配信を見ながら、引き続き議決権行使及び動議・質問に係るシステムを利用することで議決権行使及び動議・質問が可能です。
- ・通信の方法に係る障害が生じた場合に関し、以下の項目を含む対処マニュアルを作成しています。

##### - 通信障害時の対応方法

通信の方法に係る障害が生じた場合、当社において通信環境（通信回線・通信機器・配信サーバ環境）を切り替えます。具体的には、通信回線に障害が生じた場合は、正回線から副回線への切り替え、映像や音声など通信機器に係る障害が生じた場合は予備機器への切り替え、配信サーバ及びネットワーク環境に障害が発生した場合はバックアップサーバ及びネットワーク環境への切り替えを行うことにより議事を継続いたします。

##### - 意思決定方法

通信障害が発生し復旧の見込みが立たないと判断される場合、責任者がその旨を議長に報告いたします。

議長は下記の議長一任決議に基づき、株主総会の延期又は続行を決定し、株主様に当社ウェブサイト (<https://www.careergift.co.jp/ir/>) において周知いたします。

##### - 株主様への周知方法

議決権行使及び動議・質問に係る当社ウェブサイトのホーム画面で周知いたします。

- ・場所の定めのない株主総会においては、予め取締役会にて代替の日程（予備日）を含めた招集決議を行った上で、総会冒頭で「場所の定めのない株主総会において、通信障害により諸事に著しい支障が生じた場合に、株主総会の延期又は続行を議長が決定できる件」に係る決議について株主総会に諮るものといたします。

**(5) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを利用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要**

- ・場所の定めのない株主総会の招集にあたって、議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様については、書面による事前の議決権行使を推奨する旨を、招集通知に記載し通知いたします。

**(6) ご質問及び動議について**

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、「当日質問・動議」タブより、ご質問及び動議を提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います。具体的な方法につきましては本定時株主総会においてご説明いたします。）。

ご質問につきましては、株主様おひとりにつき1問、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問のすべてに回答できない場合がありますので、予めご了承ください。また、いただいたご質問は、本定時株主総会の目的事項に関する質問であり、かつ他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、株主様おひとりにつき1回、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。

また、当日、ご質問及び動議につきましては、株主総会開会直後から受け付けることを予定しておりますが、円滑な議事進行の観点から、議長において、受付終了時間の設定や対応時期の判断等をさせていただく可能性がございますので、予めご了承ください。なお、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本定時株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

## (7) 代理出席の取扱いについて

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って2025年12月18日（木曜日）までに、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

### 【代理出席に関するお問い合わせ先】

株式会社キャリア 株主総会運営事務局 宛

メールアドレス：[ir@careergift.co.jp](mailto:ir@careergift.co.jp)

FAX番号：03-6869-3136

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

## (8) お問い合わせについて

- ・バーチャルオ nリー株主総会へのご出席／ご質問等の方法及び議決権行使に関する議決権行使システム等に関するお問い合わせ

バーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

受付期間 12月10日（水曜日）～12月24日（水曜日）

土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

株主総会当日（12月25日（木曜日））午前9時～配信終了まで

- ・ログイン情報に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社

フリーダイヤル 0120-288-324

受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

# 事 業 報 告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額297,695千円を実施しております。

#### ② 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、914,890千円を金融機関借入にて実施いたしました。

#### ③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジョブコラボ	57,500千円	100.0%	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ウェルネスキャリアサポート	30,000千円	100.0%	障がい者雇用支援事業、有料職業紹介事業
株式会社プレニチュード	10,000千円	80.0%	HRテック事業

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	川 嶋 一 郎	B H株式会社 代表取締役 株式会社 J R西日本キャリア 代表取締役 株式会社ジョブコラボ 取締役 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役
取 締 役	蒲 原 翔 太	株式会社 k u s a v e e 代表取締役 株式会社ウェルネスキャリアサポート 取締役 株式会社プレニチュード 代表取締役
取 締 役	竹 上 雅 彦	
取 締 役	池 田 倭太郎	
取 締 役 (監査等委員)	岩 見 和 磨	菅尾・岩見法律事務所 代表
取 締 役 (監査等委員)	館 充 保 <small>(弁護士職務上の氏名 高村充保)</small>	設楽・阪本法律事務所 弁護士 株式会社コープミート 監査役 全農エネルギー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 本 和 成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役池田倭太郎氏、取締役岩見和磨氏、取締役館充保氏及び取締役山本和成氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員山本和成氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役の池田倭太郎氏、岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が重要会議に出席し、適宜監査等委員会で組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### (イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成されるものとする。

#### (ロ) 基本報酬（確定金額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準などを合わせて考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### (ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、反映した現金報酬とする。目標となる業績指標や計算方法は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等としては、株式報酬とし、市況や事業の状況、当社戦略に応じて支給を検討する。支給する場合においては、中期経営計画に対する役割及び期待値を反映し、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。なお、株式報酬の内容、数の算定方法の決定、株式報酬の付与時期、その他株式報酬に係る内容については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(二) 確定金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(ホ) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期については、基本報酬及び業績連動報酬は月例の固定報酬として月に一度支給する。非金銭報酬等は、その都度取締役会において決定をし、支給する。

報酬等の条件の決定に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の確定金額報酬の内容については、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分を加味し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬等は、各取締役の事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、算出し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

なお、取締役の個人別の株式報酬の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、その内容を決定する。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- (イ) 基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、社外取締役を過半数の委員として構成する指名・報酬委員会による審議結果を考慮した上で取締役会で決定されており、その決定の客観性・透明性が確保されているため
- (ロ) 業績連動報酬の内容は、指名・報酬委員会の独立性・客観性・透明性の高いプロセスで決定されているため

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	4名 (1)	109,145千円 (18,625)	75,899千円 (7,800)	33,246千円 (10,825)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	11,600 (11,600)	11,600 (11,600)	—
合計 (うち社外役員)	7 (4)	120,745 (30,225)	87,499 (19,400)	33,246千円 (10,825)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2024年12月26日開催の第16回定時株主総会において、取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額350,000千円以内（うち社外取締役分は50,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月24日の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 取締役の報酬等の決定方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて承認する方法にて決定しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決めております。
5. 非金銭報酬等には、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	川嶋 一郎 (1978年7月12日) [再任]	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 2009年4月 当社設立 代表取締役 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 2011年10月 当社代表取締役会長 2013年9月 当社取締役会長 2018年10月 当社代表取締役会長 2018年12月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年3月 株式会社キューポグループ 代表取締役 2019年4月 株式会社JR西日本キャリア 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社ジョブコラボ 取締役（現任） 2024年1月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かん ばら しょう た 蒲原翔太 (1984年11月28日) [再任]	<p>2009年4月 株式会社キャリアマート入社</p> <p>2009年10月 当社入社</p> <p>2011年10月 当社メディカル事業部長</p> <p>2012年10月 当社執行役員</p> <p>2013年10月 当社取締役</p> <p>2014年4月 当社事業本部副部長 兼 シニアケア事業部長</p> <p>2017年4月 当社第二事業本部本部長</p> <p>2019年8月 株式会社k u s a v e e 代表取締役（現任）</p> <p>2023年3月 当社執行役員</p> <p>2023年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2024年1月 株式会社プレニチュード 代表取締役（現任）</p> <p>2024年1月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 取締役（現任）</p>	-株
3	たけ がみ まさ ひこ 竹上雅彦 (1978年3月31日) [再任]	<p>2001年4月 グッドウィル・グループ株式会社 入社</p> <p>2004年8月 株式会社グッドウィルへ転籍</p> <p>2008年8月 ワンサードキャリア株式会社 取締役</p> <p>2012年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長</p> <p>2013年9月 同社取締役</p> <p>2017年3月 株式会社キューボ 代表取締役</p> <p>2018年12月 当社取締役</p> <p>2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役</p> <p>2023年12月 当社執行役員</p> <p>2024年1月 株式会社キューボ 代表取締役</p> <p>2024年12月 当社取締役（現任）</p>	77,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	いけ だ しゅう た ろう 池田 倖太郎 (1985年11月21日)  [再任]	<p>2009年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>2014年4月 同社リクナビ進学ブックグループ グループマネージャー</p> <p>2015年4月 同社スタディサプリB2B企画開発 グループマネージャー</p> <p>2016年4月 同社スタディサプリB2B戦略企画 グループマネージャー</p> <p>2018年4月 同社スタディサプリB2B事業企画 部長 スタディサプリ事業開発部 シニアマネージャー</p> <p>2021年4月 同社進学情報プロダクトマネジメントユニット ユニット長</p> <p>2022年4月 同社販促領域プロダクトマネジメント室（まなび） 室長（現任） Quipper Philippines 取締役（現任） Quipper Indonesia 取締役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社リクルート販促領域プロダクトマネジメント室（マリッジ＆ファミリー・自動車）室長（現任）</p> <p>2023年12月 当社取締役（現任）</p>	-株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 池田脩太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田脩太郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 池田脩太郎氏は、株式会社リクルートの事業開発部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、職務執行の監督等に十分な役割を果たせると期待して、社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は、池田脩太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、池田脩太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

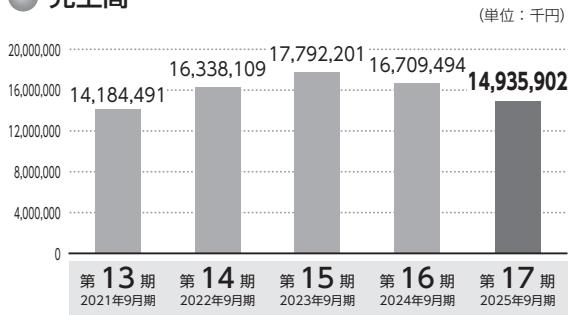
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いわみかずまさ 岩見和磨 (1984年5月27日)  [再任]	2013年12月 最高裁判所司法修習修了 弁護士登録 菅尾法律事務所入所 2019年1月 菅尾・岩見法律事務所開設 同事務所代表（現任） 2023年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	-株
2	たかむらこうじ 館充保 (弁護士職務上の氏名 高村充保) (1974年7月14日)  [再任]	2006年10月 弁護士登録 設楽・阪本法律事務所入所（現任） 2007年9月 株式会社コーポミート監査役（現任） 2015年6月 株式会社ヒューテックノオリン監査役 2015年6月 全農エネルギー株式会社社外監査役 (現任) 2015年10月 株式会社C&Fロジホールディングス 社外監査役 2019年6月 株式会社C&Fロジホールディングス 社外取締役（監査等委員） 2020年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2023年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	-株
3	やまもとかずなり 山本和成 (1973年1月3日)  [再任]	2002年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 2003年6月 監査法人再編に伴い、あづさ監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）へ異動 2007年10月 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士 事務所入所 2010年4月 ブリッジ税理士法人 パートナー就任 2013年8月 山本和成公認会計士・税理士事務所開設 同事務所所長（現任） 2019年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	-株

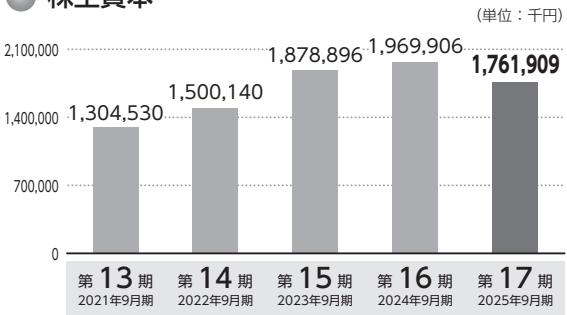
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩見和磨氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しております、かつ、企業法務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
4. 館充保氏は、弁護士としての専門的な知見を有しております、かつ会社経営を統治する識見を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
5. 山本和成氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての専門的な知見を有しております、かつ、企業会計・企業税務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
6. 岩見和磨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 館充保氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 山本和成氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
9. 当社は、岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

以 上

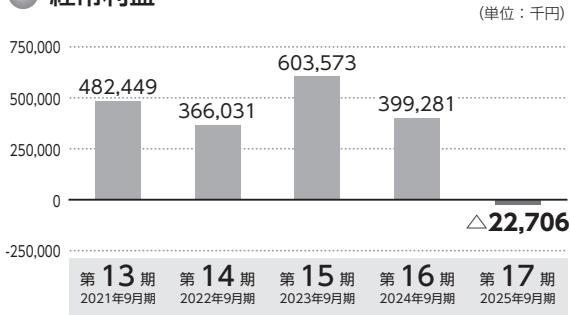
## ● 売上高



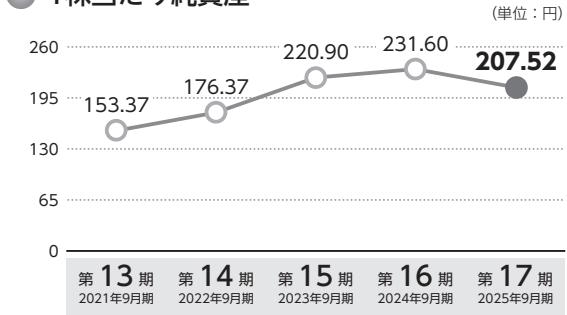
## ● 株主資本



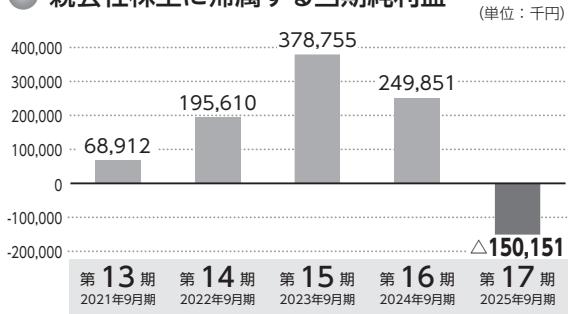
## ● 経常利益



## ● 1株当たり純資産



## ● 親会社株主に帰属する当期純利益



## ● 1株当たり当期純利益





# 第17回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

## 事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
- 事業の経過及び成果
- 対処すべき課題
- 財産及び損益の状況の推移
- 主要な事業内容
- 主要な営業所
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 会社役員の状況
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
  - 役員等賠償責任保険契約に関する事項
- 会計監査人の状況
  - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - 剰余金の配当等の決定に関する方針

## 連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

## 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

## 監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

株式会社キャリア

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が緩やかな回復を牽引した一方で、地政学リスクや物価上昇が継続するなど、予断を許さない状況が継続いたしました。

このような環境下、当社グループが属する人材サービス市場では、企業における構造的な人手不足が一段と深刻化しており、専門職人材やエッセンシャルワーカーの確保が喫緊の課題となり、人材派遣・紹介サービスへの需要は極めて高水準で推移いたしました。

当社グループの主力である人材派遣・紹介サービス領域においては、医療分野における「医師の働き方改革」の本格化（2024年4月1日からの勤務医に対する時間外労働上限規制の適用開始に伴うタスクシフト・シェアの加速）により看護師や介護士等の派遣・紹介ニーズが顕著に増加したこと、また保育分野でも待機児童の解消や労働環境改善を背景に専門性の高い保育士の採用ニーズが高水準で推移したことにも加え、一般労働力市場においても、企業の効率化ニーズや高齢者雇用への対応から、シニア世代を中心としたコールセンター派遣やビルメンテナンス派遣といった領域で安定した需要が拡大した結果、これら広範な構造的環境変化を背景に市場ニーズが大幅に拡大いたしました。

これら広範かつ構造的な需要増加を大きな事業機会と捉え、エッセンシャルワーカーから一般労働力に至る多様な人材の確保と、顧客ニーズに合わせた柔軟な供給体制の強化に注力してまいりました。

当社グループの事業領域である人材サービス業界においては、2025年9月の有効求人倍率は1.20倍（前年同月は1.24倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.6%（前年同月は2.4%。総務省統計局調査）となっており、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の数値までは回復しておりませんが、経済活動・社会活動の活性化に伴い、企業の求人ニーズは、安定的に推移しております。

このような経営環境の中、当社グループは継続的な企業価値の向上を実現すべく、既存事業の継続成長及び中長期での業績向上を目的とした戦略的な取り組みを実施してまいりました。しかしながら、当連結会計年度の業績は、主力である看護介護派遣の売上高減少、コールセンター派遣やビルメンテナンス派遣の低調に加え、将来成長に向けた広告宣伝費の積極的な投下やDX投資による販管費の増加を主要因とし、売上高は期初予想を下回り、利益面では期初計画及び前年同期を大きく下回る結果となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は14,935,902千円（前年同期比10.6%減）、営業損失は9,116千円（前年同期は営業利益428,855千円）、経常損失は22,706千円（前年同期は経常利益399,281千円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は150,151千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益249,851千円）となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

(イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。

当連結会計年度におけるシニアワーク事業は、コールセンター派遣リソースを活用したBPO事業への収益構造の転換を推進したものの、大型案件の獲得に至らなかったこと、及び取扱い職種の開拓が課題であったことなどにより、売上高は計画通りに推移しませんでした。引き続き、インバウンド需要の取り込みやブルーカラー業界への人材サービス強化を積極的に実施していくとともに、障がい者雇用支援サービスをより一層加速させていくことで、新たなストックビジネスを積み上げてまいります。

この結果、シニアワーク事業の売上高は2,313,265千円(前年同期比9.8%減)となりました。

(ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護・保育施設に対して、看護師や介護士、保育士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。当連結会計年度において、医師の働き方改革に伴うタスクシフトの需要や慢性的な人手不足を背景に、市場ニーズは高水準で推移いたしました。

しかしながら、営業力強化の施策のうち、収益構造の最適化を目的とした営業基盤の再構築に時間を要したこと、また、全般的な物価高騰を背景とした採用市場の逼迫による派遣スタッフ獲得コストの急激な上昇、並びに診療報酬や介護報酬の改定に伴う賃上げ要請等の影響が複合的に重なった結果、売上高の伸びが大幅に鈍化し、収益性を圧迫いたしました。

この結果、シニアケア事業の売上高は12,622,637千円(前年同期比10.8%減)となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第16期 (2024年9月期) (前連結会計年度)		第17期 (2025年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
シニアワーク事業	千円 2,565,324	% 15.4	千円 2,313,265	% 15.5	千円 △252,059	% △9.8
シニアケア事業	14,144,169	84.6	12,622,637	84.5	△1,521,531	△10.8
計	16,709,494	100.0	14,935,902	100.0	△1,773,591	△10.6

### (2) 対処すべき課題

当社は「高齢化社会型人材サービス」企業として、働くことを選ぶ多くのシニアに就業機会を提供すること、及び、慢性的な人材不足である介護業界の人材の課題を解決するため、そして健全な企業として成長を続けていくために、当社が対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

#### ① シニア人材における就業機会の拡大についての課題

当社グループが主力とするシニア層の就業支援においては、慢性的な労働力不足が進む中で、その供給力を最大化することが喫緊の課題であります。特に、シニア層が抱える体力的な不安や体調維持への配慮に対応するため、フレックスタイム、短時間・短日数勤務、テレワークといった多様で柔軟な働き方の推進が不可欠であります。

また、シニア層の持つ豊富なスキルやノウハウを最大限に活かす一方で、派遣先企業が求める人物像との間でミスマッチが発生する懸念も依然として残ります。この課題を解消するため、当社では、AIやデータを活用したマッチング機能の抜本的な強化や、政府が推進するリカレント・リスキリング教育の充実を通じて、スキルとニーズの最適化を図り、シニア層の円滑な就業を戦略的に支援してまいります。

## ② 業績の成長性における課題

人材採用におけるニーズは、長期的に継続的な成長機会として存在し続けると認識しております。

しかしながら、この成長市場においても、企業利益を圧迫する構造的な課題に直面しております。具体的には、全般的な物価高騰を背景とした採用市場の逼迫による人材獲得コストの急激な上昇に加え、社会保険料の適用拡大や最低賃金の高騰、診療報酬・介護報酬の改定に伴う賃金上昇要請など、企業における人員関連費用の恒常的な高騰圧力を強く実感しております。

このため、従前のビジネスモデルやオペレーションを継続するだけでは利益率を圧迫するという重大な課題があると認識しており、今後は、クライアント企業様と連携し、高付加価値なサービスの提供、DX推進による業務効率の抜本的な改善といった様々な経営努力と戦略的なチャレンジを重ねることで、持続的な利益確保を図ってまいります。

## ③ 事業開発における課題

現在、人材サービス業界ではDX（デジタルトランスフォーメーション）化が急速に進展しており、従前のオペレーションモデルを継続する限り、市場が拡大したとしても、シェアの確保や生産性の面で競争力を失う可能性に直面しております。このため、AIなどの先進技術を活用し、高い生産性を実現する人材サービスの開発や、業務フロー全体のDX化を抜本的に推進することが、喫緊の最重要課題であると認識しております。

また、少子高齢化や働き方改革といった経営環境の構造的な変化に対応するため、人材サービス以外のシニア市場向けサービスやヘルスケア領域等においても、常に新規事業へのトライアルと戦略的な投資を継続する必要があると考えております。

## ④ 経営管理体制における課題

企業規模の拡大に伴い、ガバナンスの強化について、日々の業務の中で意識せずとも自然と守られる仕組みづくりが課題と考えております。従来の教育や指導による強化も並行しつつも、スマートな社内システムを構築することで、0にすることが難しいヒューマンエラーなどがそもそも起きない体制の構築を目指します。また、同様に生産性を高めることも課題と認識しており、システムに依存できるところはシステムに変更し、人が行うべき業務により集中できるよう、日々改善を行ってまいります。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第14期 (2022年9月期)	第15期 (2023年9月期)	第16期 (2024年9月期)	第17期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	16,338,109	17,792,201	16,709,494	14,935,902
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	366,031	603,573	399,281	△22,706
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	195,610	378,755	249,851	△150,151
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	23.00	44.53	29.37	△17.66
総資産(千円)	4,925,630	5,106,944	4,407,709	4,285,683
純資産(千円)	1,644,749	2,034,153	2,004,823	1,833,821
1株当たり純資産(円)	176.37	220.90	231.60	207.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第14期 (2022年9月期)	第15期 (2023年9月期)	第16期 (2024年9月期)	第17期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	14,004,717	15,141,402	13,747,270	13,627,425
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	344,355	528,787	277,874	△138,861
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	229,445	340,382	147,188	△197,448
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	26.98	40.02	17.30	△23.22
総資産(千円)	4,573,229	4,596,776	4,110,177	3,886,346
純資産(千円)	1,620,523	1,957,418	2,093,225	1,874,926
1株当たり純資産(円)	184.67	224.69	241.99	212.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。

(4) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	
	各顧客宅	

(5) 主要な営業所（2025年9月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都世田谷区
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
新 潟 支 店	新潟県新潟市中央区
金 沢 支 店	石川県金沢市
水 戸 支 店	茨城県水戸市
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
渋 谷 支 店	東京都渋谷区
竹 の 塚 支 店	東京都足立区
船 橋 支 店	千葉県船橋市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市西区
松 本 支 店	長野県松本市
静 岡 支 店	静岡県静岡市駿河区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
京 都 支 店	京都府京都市下京区
奈 良 支 店	奈良県橿原市
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区
岡 山 支 店	岡山県岡山市北区
広 島 支 店	広島県広島市中区
松 山 支 店	愛媛県松山市
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 支 店	熊本県熊本市中央区
鹿 児 島 支 店	鹿児島県鹿児島市
那 霸 支 店	沖縄県那霸市

## (6) 使用人の状況（2025年9月30日現在）

使用人數	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
355(60)名	38名増(6名減)	30.4歳	2.2年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、( ) 内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

## (7) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三井住友銀行	314,890千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,624,320株
- ③ 株主数 2,991名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 嶋 一 郎	4,270,520株	50.30%
株 式 会 社 S B I 証 券	795,850	9.37
水 谷 桂 子	293,200	3.45
楽 天 証 券 株 式 会 社	233,200	2.75
J P モルガン 証券 株式会社	169,400	2.00
株式会社くふうカンパニー ホールディングス	162,700	1.92
内 木 真 哉	100,000	1.18
株 式 会 社 オ ー プ ン ル ー プ	92,600	1.09
野 村 証 券 株 式 会 社	77,600	0.91
竹 上 雅 彦	77,400	0.91

(注) 当社は、自己株式134,200株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

I 第7回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない  
② 新株予約権の行使金額 1株につき363円  
③ 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を使用することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。  
②その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。  
④ 新株予約権の行使期間 2023年12月1日から2030年12月23日  
⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	862個	普通株式 86,200株	1名

II 第8回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない  
② 新株予約権の行使金額 1株につき363円  
③ 新株予約権の行使条件 ①2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

営業利益が426百万円未満の場合：

行使できないものとする

営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：

割当個数の60%

営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：

割当個数の80%

営業利益が710百万円以上の場合：

割当個数の100%

②上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2024年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	862個	普通株式 86,200株	1名

### III 第9回新株予約権 2025年1月30日開催の取締役会の決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使金額 1株につき333円

③ 新株予約権の行使条件 ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例とし

て認めた場合はこの限りではない。

- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が580円を上回った場合に、保有する本新株予約権の94%を行使することができるものとする。
- ④本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が1,740円を上回った場合に、保有する本新株予約権の全部を行使することができるものとする。

④ 新株予約権の行使期間 2027年1月31日から2035年1月30日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	4,600個	普通株式 460,000株	2名
社外取締役	2,300個	普通株式 230,000株	1名

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第9回新株予約権 2025年1月30日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1株につき333円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が580円を上回った場合に、保有する本新株予約権の94%を行使することができるものとする。
  - ④本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通株式の終値が1,740円を上回った場合に、保有する本新株予約

権の全部を行使することができるものとする。

④ 新株予約権の行使期間 2027年1月31日から2035年1月30日

⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	600個	普通株式 60,000株	1名

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役（監査等委員を除く。）及び各監査等委員である取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (2) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	池田脩太郎		重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	岩見和磨	菅尾・岩見法律事務所 代表	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	館充保	設楽・阪本法律事務所 弁護士 株式会社コープミート 監査役 全農エネルギー株式会社 社外監査役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本和成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	池田脩太郎	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。出席した取締役会において、事業開発分野の豊富な経験と幅広い幅広い識見に基づき、職務執行の監督の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩見和磨	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、企業法務の実務経験が長い弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	館充保	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営を統治する識見と弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本和成	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、すべての取締役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2026年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 かがやき監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。
  - (ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。
  - (ハ) コーポレートディビジョンをコンプライアンス部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (二) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても不利益な取扱を行わないとする内部通報制度を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。
- (ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。さらに、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (ヘ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
- (ロ) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (ロ) 「リスク管理規程」を定め、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (ニ) 監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
- (ホ) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (イ) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。
  - (ロ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (ハ) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (イ) 監査等委員会の職務は、監査等委員の求めに応じて、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - (ロ) 監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会から受けた指示に関して、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。
  - (ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
  - (イ) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

- (ロ) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
  - (ハ) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑧ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。
- ⑨ 前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (ロ) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (ハ) 監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (二) 監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており、月1回の定期取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

### ② 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名（社外取締役3名）で構成されており、月1回の定期監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

### ③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役、監査等委員である取締役、ディビジョンマネージャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

### ④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一大事が顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と考え、安定配当を行うことを基本方針としており、成長投資とのバランスを勘案しつつ、長期にわたり着実に株主の皆様に報いることを目指しております。

当連結会計年度の期末配当につきましては、業績が期初計画および前年同期を大きく下回る結果となったこと、並びに中長期的な企業成長に向けた先行投資(人材確保のための広告宣伝費、DX投資など)を優先すべきと判断したことから、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。次期につきましても、収益構造の最適化に向けた各施策を継続して進めてまいりますが、当社及び当社グループの業績や財務の状況を勘案し、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,459,819	流動負債	2,049,769
現金及び預金	1,860,624	短期借入金	742,978
売掛金	1,341,370	未 払 金	127,851
その他の	279,017	未 払 費 用	940,944
貸倒引当金	△21,192	未 払 法 人 税 等	24,907
固定資産	825,863	未 払 消 費 税 等	118,976
有形固定資産	543,444	返 金 負 債	946
建 物	365,568	そ の 他	93,165
工具、器具及び備品	177,876	固定負債	402,091
車両運搬具	0	長 期 借 入 金	171,912
無形固定資産	34,801	資 産 除 去 債 務	187,375
ソフトウエア	34,801	繰 延 税 金 負 債	42,804
投資その他の資産	247,616	負債合計	2,451,861
関係会社株式	10,396	(純資産の部)	
差入保証金	233,882	株主資本	1,761,909
繰延税金資産	3,213	資本金	157,590
その他の	13,593	利益剰余金	1,761,310
貸倒引当金	△13,469	自己株式	△156,991
資産合計	4,285,683	新株予約権	71,912
		純資産合計	1,833,821
		負債純資産合計	4,285,683

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,935,902
売 上 原 価	11,701,897
売 上 総 利 益	3,234,005
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,243,122
営 業 損 失 (△)	△9,116
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,641
助 成 金 収 入	425
そ の 他	1,019
	4,086
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,450
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	7,807
和 解 金	300
そ の 他	1,118
	17,676
経 常 損 失 (△)	△22,706
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	617
	617
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	96
減 損 損 失	26,065
	26,161
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△48,251
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54,802
法 人 税 等 調 整 額	47,097
当 期 純 損 失 (△)	△150,151
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△150,151

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	157,590	1,964,622	△152,306	1,969,906
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当		△53,160		△53,160
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△150,151		△150,151
自 己 株 式 の 取 得			△4,685	△4,685
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	△203,312	△4,685	△207,997
当 期 末 残 高	157,590	1,761,310	△156,991	1,761,909

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	34,916	2,004,823
当 期 変 動 額		
剩 余 金 の 配 当		△53,160
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△150,151
自 己 株 式 の 取 得		△4,685
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36,996	36,996
当 期 変 動 額 合 計	36,996	△171,001
当 期 末 残 高	71,912	1,833,821

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数 3社

ロ. 連結子会社の名称 株式会社ジョブコラボ

株式会社ウェルネスキャリアサポート

株式会社プレニチュード

##### ハ. 連結範囲の変更

株式会社キューポグループ及び株式会社キューポについて、2025年7月1日を効力日として、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

イ. 持分法適用会社の数 1社

ロ. 持分法適用会社の名称 株式会社JR西日本キャリア

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～10年
車両運搬具	2年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,213千円
--------	---------

###### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ. 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、グループ各社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

###### ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。

###### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

##### (2) 固定資産の減損

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	543,444千円
無形固定資産	34,801千円
減損損失	26,065千円

###### ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ. 算出方法

資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

回収可能価額は使用価値で算定しております。使用価値は、事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを使用しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づく最善の見積りにより行っておりますが、将来の予測不能な事業環境等の変化によって、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,100,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,400,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	125,613千円
--------------------	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
渋谷支店 (東京都渋谷区)	支店設備等	建物	21,252
		工具、器具及び備品	931
大阪支店 (大阪府大阪市北区)	支店設備等	建物	3,857
		工具、器具及び備品	23
合 計			26,065

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失26,065千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物25,109千円、工具、器具及び備品955千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,624,320	—	—	8,624,320

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	53,160千円	6円25銭	2024年9月30日	2024年12月27日

#### ② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的 となる株式の種類及び数

普通株式 173,300株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、関係会社株式（連結貸借対照表計上額10,396千円）は、市場価格のない株式等であります。長期借入金については、連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定額を長期借入金に組み替えて表示しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	233,882千円	194,686千円	△39,196千円
長期借入金	214,890千円	214,890千円	一千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	194,686	—	194,686
長期借入金	—	214,890	—	214,890

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

8. 貸借等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 207円52銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △17円66銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
顧客との契約から生じる収益	2,313,265	12,622,637	14,935,902

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### ① シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクトイブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

#### ② シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,535,453
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,341,370
契約負債（期首残高）	585
契約負債（期末残高）	946

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に、契約負債は「返金負債」に含まれております。

12. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(子会社の吸収合併)

当社は、2024年12月26日開催の当社定時株主総会において、当社の連結子会社である株式会社キューポグループ及び株式会社キューポを吸収合併することを決議し、2025年7月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称	事業の内容
株式会社キューポグループ	子会社の経営管理
株式会社キューポ	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業

② 企業結合日

2025年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社キューポグループ及び株式会社キューポを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社キャリア

⑤ その他取引の概要に関する事項

2018年11月に連結子会社化した株式会社キューポグループ及び株式会社キューポとは、既に人材派遣、人材紹介等の人材サービス事業において連携をしており、また、管理部門の出向・転籍等により人材交流が進んでおります。今後、これらの取組が更に多くなることが予測されるため、今後の事業展望等を検討した結果、単独で事業を行うより、当社と合併した方がグループとしてメリットが大

きいことから、吸収合併することといったしました。また、この吸収合併で当社内においての監視体制を更に行き渡らせ、より一層のガバナンス強化を図ります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,155,682	流动負債	1,916,925
現金及び預金	1,635,354	短期借入金	700,000
売掛金	1,290,397	未 払 金	127,356
前払費用	53,833	未 払 費 用	893,755
その他の	196,820	未 払 法 人 税 等	3,362
貸倒引当金	△20,724	未 払 消 費 税 等	117,522
固定資産	730,664	預 り 金	44,590
有形固定資産	42,862	返 金 負 債	946
建 物	42,058	そ の 他	29,392
車両運搬具	0	固 定 負 債	94,494
工具、器具及び備品	803	資 産 除 去 債 務	82,576
無形固定資産	35,551	繰 延 税 金 負 債	11,918
ソフトウエア	35,551	負 債 合 計	2,011,420
投資その他の資産	652,251	(純資産の部)	
関係会社株式	143,213	株 主 資 本	1,803,013
関係会社長期貸付金	380,000	資 本 金	157,590
差入保証金	166,949	資 本 剰 余 金	137,590
破産更生債権等	13,469	資 本 準 備 金	137,590
その他の	20	利 益 剰 余 金	1,664,824
貸倒引当金	△51,401	利 益 準 備 金	5,000
資産合計	3,886,346	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,659,824
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,659,824
		自 己 株 式	△156,991
		新 株 予 約 権	71,912
		純 資 産 合 計	1,874,926
		負 債 純 資 産 合 計	3,886,346

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,627,425
売 上 原 価	10,641,258
売 上 総 利 益	2,986,167
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,121,374
営 業 損 失 (△)	△135,207
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,602
助 成 金 収 入	425
そ の 他	963
	4,992
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,227
和 解 金	300
そ の 他	1,118
	8,645
経 常 損 失 (△)	△138,861
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	617
抱 合 せ 株 式 消 減 差 益	20,203
	20,820
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	96
減 損 損 失	26,065
	26,161
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△144,202
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,866
法 人 税 等 調 整 額	33,379
当 期 純 損 失 (△)	△197,448

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余额		利益剩余额		
		資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,910,434	1,915,434
当期変動額						
剰余金の配当					△53,160	△53,160
当期純損失(△)					△197,448	△197,448
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△250,609	△250,609
当期末残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,659,824	1,664,824

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△152,306	2,058,308	34,916	2,093,225
当期変動額				
剰余金の配当		△53,160		△53,160
当期純損失(△)		△197,448		△197,448
自己株式の取得	△4,685	△4,685		△4,685
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			36,996	36,996
当期変動額合計	△4,685	△255,294	36,996	△218,298
当期末残高	△156,991	1,803,013	71,912	1,874,926

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

車両運搬具 2年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 2. 会計上の見積りに関する注記

#### (重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 143,213千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価は将来の事業計画に基づく回収可能性を基礎としております。当該見積りには、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社及び関係会社各社が用いている内部の情報（予算及び過年度実績等）を用いております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症において経験したような大きな社会的影響が再度発生したこと、上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類の損益に影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,100,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	1,400,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	31,529千円
--------------------	----------

#### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ウェルネスキアリーサポート	214,890千円
計	214,890千円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	9,897千円
長期金銭債権	380,000千円
短期金銭債務	10,007千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	171,247千円
営業取引以外の取引高	1,482千円

##### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
渋谷支店 (東京都渋谷区)	支店設備等	建物	21,252
		工具、器具及び備品	931
大阪支店 (大阪府大阪市北区)	支店設備等	建物	3,857
		工具、器具及び備品	23
合 計			26,065

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当事業年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失26,065千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物25,109千円、工具、器具及び備品955千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	118,600	15,600	—	134,200

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	622千円
未払事業所税	6,383千円
減価償却超過額	4,024千円
貸倒引当金超過額	22,547千円
資産除去債務	26,028千円
関係会社株式	98,662千円
新株予約権	11,210千円
税務上の繰越欠損金	21,492千円
その他	443千円
繰延税金資産小計	191,415千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,492千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△169,923千円
繰延税金資産合計	－千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△11,918千円
繰延税金負債合計	△11,918千円
繰延税金負債の純額	△11,918千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)ウエルネスキャリアサポート	東京都世田谷区	30,000	障がい者就労支援	(所有)直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 債務保証	貸付金の利息 (注1)	1,091	関係会社長期貸付金	280,000
							債務保証 (注2)	214,890	—	—
子会社	(株)プレニチュード	東京都世田谷区	10,000	採用広告プラットフォーム事業	(所有)直接 80.0%	役員の兼任 資金の貸付	貸付金の利息 (注1)	390	関係会社長期貸付金	100,000

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 212円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △23円22銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(子会社の吸収合併)

当社は、2025年7月1日に、当社を存続会社として当社の子会社でありました株式会社キューボグループ及び株式会社キューボを吸収合併いたしました。取引の概要及び実施した会計処理の概要については、「連結注記表 12. 企業結合に関する注記」をご参照ください。

なお、当該合併に伴い、当事業年度の損益計算書において、抱合せ株式消滅差益20,203千円を特別利益に計上しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャリアの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの2024年10月1日から2025年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月27日

株式会社キャリア 監査等委員会

監査等委員（社外） 岩見和磨 ㊞

監査等委員（社外） 高原充保 ㊞

監査等委員（社外） 山本和成 ㊞

以上